

# 議会運営委員会会議録

(令和4年8月30日)

栄町議会

# 議 会 運 営 委 員 会

## 議 事 日 程

令和4年8月30日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件
- (1) 令和4年第3回栄町議会定例会の付議事件について
- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 町長提出議案等             | 18件 |
| 規約の一部改正                | 1件  |
| 条例の一部改正                | 2件  |
| 下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 1件  |
| 補正予算                   | 6件  |
| 決算認定                   | 6件  |
| 報告                     | 2件  |
| 2. 議員提出議案              |     |
| 意見書                    | 1件  |
- (2) 諸般の報告について
1. 令和3年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書
  2. 令和3年度栄町下水道事業会計決算の審査に係る意見書
  3. 令和3年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書
  4. 現金出納の検査結果報告 3件
  5. 議員派遣報告 1件
- (3) 請願 1件
- (4) 一般質問について 通告者 8名
- (5) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
- (6) 決算審査特別委員会の設置及び運営方法について
- (7) その他、議会運営に関すること

**出席委員（6名）**

委員長 野田 泰博 君  
委員 高萩 初枝 君  
委員 早川 久美子 君

副委員長 大野 博 君  
委員 大野 信正 君  
委員 大塚 佳弘 君

**欠席委員（なし）**

**出席を求めた者**

議長 藤村 勉 君

副議長 大野 徹夫 君

**説明のため出席した者**

総務課長 奥野 陽一 君

**出席議会事務局**

事務局長 大熊 正美 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和4年第3回栄町定例会に伴う議会運営委員会です。

委員の皆様並びに議長、副議長、また町執行部から奥野総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、藤村議長よりご挨拶をお願いします。

○議長（藤村勉君） 改めましてこんにちは。この暑さそのものもですね、ちょっと峠を越えてきたのかなと思いますけれどもここで体調を崩すと9月議会に障りますのでみなさん体調のほうを十分に気をつけてですね、9月議会をどうぞよろしくをお願いします。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、9月13日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が18件、その内訳といたしまして、規約の一部改正1件、条例の一部改正2件、下水道事業会計未処分利益剰余金の処分1件、補正予算6件、決算認定6件、それと、報告が2件となっています。また、一般質問通告は8名となっております。

それでは始めに、町長提出議案等18件について、奥野総務課長より説明をお願いします。奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） それでは私から、令和4年第3回栄町議会定例会への提出予定議案等の概要をご説明いたします。

町からの提出予定議案等は、先ほど委員長からお話がありましたとおり、規約の一部改正に関する協議についてが1件、条例の一部改正が2件、令和3年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてが1件、補正予算が6件、決算の認定が6件、報告事項が2件で合計18件でございます。

始めに、議案第1号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について、所管課は総務課です。

内容は、船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市をもって構成される四市複合事務組合が令和5年4月1日から千葉縣市町村総合事務組合に加入することにより、同組合を組織する地方公共団体の数が増加することに伴い、同組合を組織する地方公共団体に関する規定並びに共同処理する事務及び団体に関する規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第2号、栄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、所管課は、総務課です。

内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、非常勤職員等が、育児休業を取得する場合の回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置を講じるものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、所管課は、福祉・子ども課です。

内容は、重度心身障害者(児)の医療費の助成に係る受給資格者について、本条例の目的の観点から、他市町村の病院等に入所するために転出し、当該市町村の国民健康保険の被保険者となった者を受給資格者として加えるものです。

続きまして、議案第4号、令和3年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、所管課は下水道課です。

内容は、令和3年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金を利益積立金に積立てるため処分を行うものです。

続きまして、議案第5号から第10号までは、令和4年度における6会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものです。所管課は財政課です。

本件につきましては、申し訳ございませんが、現在、調製中でございますので、概要についてのご説明とさせていただきます。

始めに、議案第5号、令和4年度栄町一般会計補正予算(第4号)の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約6億8,100万円増額する予定です。

続きまして、議案第6号、令和4年度栄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約2,500万円増額する予定でございます。

続きまして、議案第7号、令和4年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約20万円増額する予定です。

続きまして、議案第8号、令和4年度栄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億800万円増額する予定です。

続きまして、議案第9号、令和4年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算(第1号)の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ千円増額する予定です。

続きまして、議案第10号、令和4年度栄町下水道事業会計補正予算(第2号)所管課は、下水道課です。

概要ですが、既定の3条予算の収益的収入の総額に2,160万円増額し、収益的支出の総額に2,390万円増額する予定です。

引き続きまして、認定第1号から認定第6号につきましては、令和3年度各会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、所管課は財政課と下水道課になります。

それでは各会計別に概要についてご説明させていただきます。

始めに、認定第1号、令和3年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額84億5,654万5,125円、歳出総額80億5,281万43円、差引き4億373万5,082円となっております。

続きまして、認定第2号、令和3年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額28億9,631万9,734円、歳出総額28億7,121万5,302円、差引き2,510万4,432円となっております。

続きまして、認定第3号、令和3年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額2億7,687万7,651円、歳出総額2億7,665万2,342円、差引き22万5,309円となっております。

続きまして、認定第4号、令和3年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額18億1,031万5,193円、歳出総額17億185万5,585円、差引き1億845万9,608円となっております。

続きまして、認定第5号、令和3年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額4,928万11円、歳出総額4,928万円、差引き11円となっております。

続きまして、認定第6号、令和3年度栄町下水道事業会計決算の認定についての概要ですが、はじめに3条予算の収益的収支について、収益的収入総額6億5,901万3,815円、収益的支出総額6億3,974万6,997円、差引き1,926万6,818円の黒字となっております。

次に4条予算の資本的収支について、資本的収入総額2億5,987万7,062円、資本的支出総額3億5,911万2,063円、差引きマイナス9,923万5,001円の赤字となっておりますが、内部留保資金により対応できるので資金不足は生じません。

続きまして、報告第1号、健全化判断比率の報告について、所管課は財政課です。

内容は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

最後、報告第2号、資金不足比率の報告について、所管課は下水道課です。

内容は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公共下水道事業に係る資金不足比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

以上で、提出議案の説明とさせていただきます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終わりましたが、

何か質疑等があればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） それでは質疑はないようですので、町長提出議案等については説明のとおり決定いたしました。

決算審査について次に認定第1号から認定第6号までの令和3年度各会計の決算認定につきましては、例年通り、決算審査特別委員会を設置し、審査することとしたいと思います。また、慣例によりまして、代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、認定第1号から認定第6号までの令和3年度各会計の決算認定につきましては、例年通り、決算審査特別委員会を設置し、代表監査委員から意見を求め、審査することに決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法については、事務局長より説明をお願いします。町長提出議案等につきましては、以上のとおりとします。

続きまして議員提出議案1件について、事務局の説明をお願いします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） それでは私のほうから議員の発議案についてご説明させていただきます。

お手元の資料後ろのほうになります。一緒に添付しております議案の提出書、提出者は大塚佳弘議員、松島一夫議員の2名でございます。

内容につきましては、「インボイス制度の実施を中止するよう求める意見書」を国に提出したいということであったものでございます。内容につきましては今ご覧の付いている意見書の通りでございますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） はい、説明が終わりましたので、何か質疑等ありましたらお願いします。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 質疑がないようですので、議員発議案については以上のとおりとします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） それでは諸般の報告ということでございますが、まず、代表監査委員より、令和3年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書、令和3年度栄町下水道事業会計決算の審査に係る意見書、令和3年度財政健全化及び経営健全化の審査に関する意見書が送付されておりますので、その写しを決算認定の議案と一緒に配布してございます。

次に、これに関連しまして、本定例会において、決算審査がありますが、先程決定したとお

り、議長から出席要求を代表監査委員にいたしまして、例年通り、初日に代表監査委員から意見を求めることとしたいと考えております。

次に、監査委員から、現金出納の検査結果報告書といたしまして、6月期分から8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） 続きまして、議員派遣報告について事務局長より説明をお願いいたします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君）議員派遣報告ですが、令和4年5月31日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただいております。以上でございます。

○委員長（野田泰博君）ただ今、事務局長より説明がございました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、請願について事務局長より説明をお願いいたします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君）請願でございますが、千葉県佐倉市田町70-1千葉土建一般労働組合佐倉支部執行委員長の福原八郎氏よりアスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書が提出されました。紹介議員は大塚佳弘議員でございます。内容につきましては、請願文書表をお配りしてありますので、ご覧いただきたいと思います。私からは以上でございます。

○委員長（野田泰博君）只今、事務局長より説明のございました、請願第1号は経済建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君）ご異議がないようなので、請願第1号アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書は経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いします。

何か、藤村議長あります。議長藤村勉君。

○議長（藤村勉君）アスベストのやつ経済建設常任委員会に決まったんですけど、みんなオツケーしたんですけども見てみると被害だとかなんとか健康被害関係もあるんで経済建設常任委員会でいいのかなと思ったんですけども、今事務局長とも話したところアスベスト造ってる製造会社の関係なんだという形なんで、私のほうは経済建設常任委員会で良しといたします。

○委員長（野田泰博君）はい。それでよろしいですか。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君）このことに対して、提出者の千葉土建に確認しました。何回か請願出しているということで、参考までに各議会のほうの常任委員会どこですか。と聞いたら建設



のつくところ経済とか建設とかそういうところでやっているのが多いです。と言われたものですから事務局といたしましては栄町においては経済建設常任委員会ということで考えております。今、議長のお話あったように救済についての法律はもう出来ておりますので、国が救済しますと。ただ今回の請願につきましてはアスベストを製造した会社のほうも救済のほうに加えて欲しいというような内容でございますのでそのところも鑑み事務局といたしましては経済建設常任委員会ということでみなさんにご提案させていただいたものです。以上でございます。

○委員長（野田泰博君）これはアスベストの被害で多くの人が知らない間に肺がやられたりなにかした時のですから、アスベスト造っていたところも加えてくれという意味なのかな。大熊事務局長。

○事務局長（大熊正美君）大塚委員それでいいんですよ。

○委員長（野田泰博君）はい。大塚委員。

○委員（大塚佳弘君）最高裁で国の責任と建設会社の責任があるっていう裁定が出てそこからアスベスト法案ができました。ただ、メーカーのほうはそこまで支払うことに対して、訴訟を起こしているような状態で、国のほうは拠出金2分の1を出すようなんですけども、その他建材メーカー10社ほどあるんですけどもそのメーカーがまだ拠出金を出すといところまで行ってなくて反対に裁判で訴訟を起こしているような段階なので、より強い法律の改正を望みたいってことです。

○委員長（野田泰博君）これ以上の議論は質問が出たらその時にみなさんでやるとしますので、委員会のほうでもまとめといてできるようにしといてお願いします。

以上で、一般質問についてですけども、事務局長より説明をお願いします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配付させていただいておりますが、8名から出ております。通告順に申し上げますと、早川議員、松島議員、岡本議員、塚田議員、高萩議員、大野信正議員、大塚議員、野田議員、となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりでございます。以上でございます。

○委員長（野田泰博君）一般質問については、事務局長の説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長よりご説明をお願いいたします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思います。現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、9月13日（火）10時に招集されまして、翌週22日（木）までの10日間となります。会議の内容としましては、初日13日は午前10時から、町長提出議案及び議員提出議案の提案理由の説明となります。

なお、請願につきましては、先ほど決定したとおり議長発議により経済建設常任委員会にお

いて審議していただきたいと思っております。

経済建設常任委員会の開催についてですが、初日9月13日（火）本会議終了後、5階第2会議室において開催をしたいと考えております。

次に、15日（木）、16日（金）に、先ほど決定したとおり2日間にわたり決算審査特別委員会を開催していただきたいと思います。その後、議案調査のための休会に入りまして、週明け一般質問を9月20日（火）に4名、21日（水）に4名行いまして、そして最終日22日（木）午前10時から、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組みさせていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。

まず、初日13日の第1号をご覧くださいと思います。日程的には、第1号案のとおりといたしまして、町長提出議案及び議員提出議案等の提案理由の説明になります。

それから、日程第14の認定第1号から日程第19の認定第6号までについては、提案理由の説明の後、総括質疑を行い、議長発議によりまして、決算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、20日と21日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、20日4名、21日4名という形で組みました。

そして、最終日、22日の第4号は、町長提出議案等の質疑・討論・採決、議員提出議案及び請願の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、9番、松島一夫議員、10番、野田泰博議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

**○委員長（野田泰博君）**ただ今、事務局長より説明がありましたが、会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程については、ただ今の説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

**○委員長（野田泰博君）**ご異議がないようですので会期、議事日程については説明のとおりと決定いたしました。続きまして、決算審査特別委員会の設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。大熊議会事務局長。

**○事務局長（大熊正美君）**それでは、お手元の決算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年通りの内容となっております。本会議初日13日に議長の発議によって設置していただくこととなります。

内容等でございますが、議長と監査委員を除く11名で構成いたします。審査日程は、

15日（木）が総務常任委員会所管事項、教育民生常任委員会所管事項、16日（金）が経済建設常任委員会所管事項といたします。

また、全体質疑を16日経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。

次に、審査方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制とし、一括答弁のあと再質問より1問1答、回数制限なし、また通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

決算質疑の通告につきましては、提出期限が9月6日（火）の正午までという形にさせていただきたいと思います。また様式が必要な方は、事務局に言っていただければご用意いたしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（野田泰博君）ただ今、事務局長より説明がありましたが、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君）ご異議がないようですので、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりと決定いたしました。

また、質疑通告書は9月6日火曜日の正午までに提出をお願いします。何か他にございませんか。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君）それでは、事務局のほうからその他ということで、始めに、議案の追加が予定されており、これに伴う議会運営委員会を9月7日（水）午後1時30分から開催したいと考えております。内容についてはその時に詳しく説明したいと思います。

次に、当町議員の先進地視察研修についてですが、前回の全員協議会でもお話ししたとおり、この後の全員協議会で実施の有無もしくは、視察したい場所のほうを決定したいと考えております。

また、郡町村議会議長会の自治研修会の開催についてですが、これは栄町と酒々井町の議員を対象とした研修会でありまして、今年度は酒々井町が事務局となっております。現在自治研修会につきましては、酒々井町との協議の結果コロナ禍の関係で中止としたのでこの場をお借りしてご報告いたします。

さらに、9月定例議会時の傍聴席数及び報道席数は、引続き傍聴席は半分の15人と報道席は3人としたいと考えています。

最後に、全員協議会の開催について、この後2時からこの場で行います。これに関しましては、執行部から議事とし2件ほどの説明等がございますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（野田泰博君）只今、事務局長より説明がございました全員協議会の開催につきましては、事務局長の説明のとおりとします。他にございますか。

[「なし」という声あり]

---

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） ないようなので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後2時03分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 4年 9月 15日

議会運営委員会委員長 野田 泰博